平成２９年（フ）第２６１２号
横浜市港南区大久保３丁目22番２号　シャンテ・ルミエール102（住民票上の住所）
債務者　木場　　恵（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７７１号
横浜市磯子区西町11番８―607号
債務者　三神　一浩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８０８０号
東京都中央区日本橋人形町１丁目４番14号
破産者　株式会社日本コルビック
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１６０号
東京都港区六本木７丁目15番24号　河原ビル１階
破産者　有限会社ＮｅｘＧｅｎＥａｔｓ
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１６１号
東京都港区六本木４丁目２―20―313
破産者　小松　　毅
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８０号
千葉県流山市加４丁目９―１―405
破産者　中村　卓郎
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２９６号
東京都江東区北砂５丁目20―９―201
破産者　安田由起枝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４９３号
東京都足立区綾瀬１丁目21―８―201
破産者　富永　米三
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６５０号
東京都葛飾区南水元４丁目６－４―103
破産者　稲葉　弘美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８１号
東京都千代田区有楽町２丁目７番１号
破産者　株式会社クラブス
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８４１号
東京都あきる野市下代継312―１　インパレス秋川Ａ棟101
破産者　野中　正勝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１４９号
東京都板橋区坂下３丁目９―Ｈ―302　コーシャハイム坂下
破産者　野中　悦孝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２０６号
東京都豊島区東池袋２丁目６番２号
破産者　株式会社ビーライト
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２０７号
東京都足立区東綾瀬１丁目４－３―703
破産者　吉川　　貢
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４６号
東京都調布市布田１丁目９番地４　エポリアム調布１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都調布市布田１丁目９番地４
破産者　誕プレ株式会社
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９４７号
東京都足立区南花畑１丁目13―25、開始決定時の住所東京都調布市布田１丁目44―１―505
破産者　武藤　康生
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７２号
東京都大田区東蒲田１丁目21番２―402号
破産者　株式会社パナゲート
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９７３号
千葉県流山市大字西平井562―20
破産者　柳谷　誠一
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０１６号
千葉県銚子市松本町１丁目13―７―202
破産者　小池　義貞
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０４５号
東京都葛飾区東金町３丁目８－３―301
破産者　扇谷　善孝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０４８号
東京都江東区亀戸７丁目21―８―101、開始決定時の住所東京都江東区亀戸９丁目18―10さくら第２亀戸ハウス201
破産者　浦川　慎一
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部